

「高松市移住促進パンフレット作成業務」に関する事業者選定基準

本業務委託事業者選定にあたっては、以下の項目を点数化し、それらを加算して総合的に評価する。

NO	カテゴリ	評価項目	評価内容	配点
1	提案内容	業務遂行の方針	・業務の目的、内容について十分に理解し、具体的に効果的な提案がされているか。	75
		デザイン	・洗練されたデザインが提案されているか。	
		キャッチフレーズ	・本市の魅力を分かりやすく伝え、他自治体と差別化できるキャッチフレーズが提案されているか。	
		ターゲット	・県外の移住フェア等での配布を想定し、本市の移住の最重要ターゲット層の興味を引く提案となっているか。	
		魅力・特徴	・本市の魅力や特徴について、分かりやすく記載されているか。	
		構成	・論理的な構成が提案されているか。	
		移住ナビへの流入	・本市の移住ポータルサイト「高松市移住ナビ」及び関係人口コミュニティ「オンライン高松ファンコミュニティ」への流入を意識したレイアウトとなっているか。	
2	実施体制	実施体制・スケジュール	・業務遂行能力があるか ・適切な業務実施となっているか。 ・実施スケジュールは適切か。	15
		業務実績	・類似業務において実績があり、企画力、専門性、独創性を活かした成果を上げているか。	
3	その他	その他	・その他、移住希望者にとって効果的と考えられる内容についての提案がされているか。	5
4	提案価格	提案価格	・提案上限額内で、経費の節減に努めているか。	5
合 計				100

上記の項目を審査員5人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。

各審査員の合計を総合点（満点500点）とし、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位通過者とします。

ただし、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が70点に満たない場合は採用しません。

総合点が最も高い事業者が2人以上ある場合は、「提案内容点」が高い事業者を、業務委託候補事業者とします。

「提案内容点」も同点の場合は、審査員で協議し、業務委託候補事業者を特定します。

応募事業者が1事業者であった場合も、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が70点に満たない場合は採用しません。

【「提案内容」の評価基準】

各評価項目は、0～5点までの6段階で評価します。

- (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。
- (2) 優れた提案である場合には、「4点」とします。
- (3) 標準的である場合には、「3点」とします。
- (4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。
- (5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。
- (6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。

各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。

$$(\text{得点}) = (\text{評価点}) \times (\text{加重})$$